

写真

縦 4 cm×横 3 cm

この給与欄は記入しないこと

採用承認				人事	
学 校 名			職 名		
所属コード					
給与承認					
級	号級	金 額			給 与
次期昇給起算日			次期昇給年月日		
年 月 日			年 月 日		

履

歴

書

現住所	〒□□□-□□□□		氏名 (本名)	ふりがな 男・女	
電話	自宅 ()-()-()		改氏名 前(旧姓) 氏名	S ・ H 年 月 日生 (歳)	
	携帯 ()-()-()			改名年月日	
学歴) 中学校卒業後より記入(	期 間	入・卒 修・退	実在学 年 数	学校名(学部、課程・学科名も記入)	標準修 学年数
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
※いずれかに☑してください。					
☐ ① 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」の卒業(修了)等の履歴はありません。 ☐ ② 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」の卒業(修了)等の履歴があります。					
【注意事項】 ・大学等の「夜間学部」「通信教育」「科目履修生」は、必ず学部・学科・課程等の後に「(夜間)」「(通信)」「(科目履修生)」と記入すること。(各種専修学校等も同じ。) ・上記の期間中の職歴は、2枚目に記入。職歴がない場合は、在家庭と記入すること。					
免 許 状	授与年月日	免許状の種類		教科	授与権者
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				
	S・H・R 年 月 日				

賞罰	□有・□無	年 月 日	賞罰歴の内容等

※罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかを入力してください。「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：平成25年7月 懲戒免職 生徒に対するわいせつ行為）を記入してください。

本書類に記入した事項は事実と相違なく、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、あるいは、虚偽の記入があった場合には、採用が取り消され得ることについて了承します。			
また、私は地方公務員法第16条及び学校教育法第9条並びに平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当していません。			
年	月	日	氏名

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※1 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、

・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間

・拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。

※2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（※1と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

○民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）（抄）

（人の資格に関する経過措置）

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

第2条（略）

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの

（2）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの

（3）特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

【注意事項】

- ・初任給（採用時の号給）は、あなたが記入した学歴・職歴をもとに、任用形態・職種等に応じて経験年数に換算して決定しますので、正確に記入すること。
- ・保険加入の有無欄は、必ず「有」「無」を記入すること。

※学歴、職歴に記入漏れや記入間違いがあれば、給料の決定に影響が出るため
正確に記入してください。

氏 名 ()

[illegible]

氏 名 ()

[illegible]

○記入にあたって

- ・氏名に、常用漢字または人名用漢字以外の文字が含まれている場合に作成してください。
- ・手書きする場合は判別できるように楷書体で丁寧に記載してください。

所属名：_____

職 名：_____

任用開始日：_____

①氏名（本名）

氏名字体	備 考

②氏名（旧姓・改名前氏名）

氏名字体	備 考

③氏名（その他）

氏名字体	備 考

（ 記 入 例 ）

氏名字体	備 考
吉	「吉」の上が 「土」
田	常用漢字
靜	「静」の 異体字
香	常用漢字